

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年8月18日(金) 午前9時58分～午前10時13分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 総括質疑の通告制について

(1) 議会運営に関する申合せ事項の一部改正について

(2) 予算・決算特別委員会の運営について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

本日の案件は、御手元に配付されております付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 総括質疑の通告制について

(1) 議会運営に関する申合せ事項の一部改正について

委員長 昨年の12月定例会より試行的に行ってきました総括質疑の通告制を今度の9月定例会から正式に導入することが前回の議会改革特別委員会において決定をいたしました。

今回の議会改革特別委員会では、9月定例会から総括質疑の通告制を正式に導入するに当たり、議会運営に関する申合せ事項の改正が必要となりますので、申合せ事項の一部改正についての協議をお願いいたします。

前回の議会改革特別委員会で出された意見を踏まえ、申合せの改正案を作成し、開催通知とあわせてお示しをしておりますので既に御確認いただいておりますけれども、改正案について事務局より説明をいたします。

説（事務局 副主幹） それでは、議会運営に関する申合せ事項の一部改正に

ついて御説明いたします。

資料1、議会運営に関する申合せ事項の改正案及び資料2、新旧対照表もあわせて御覧ください。

それでは、資料1の4ページをお願いいたします。

赤字の部分が改正箇所となります。

改正案は、前回の議会改革特別委員会でお示しした委員長案及び提出された御意見を踏まえたものになります。

5、関連質問についての後に6、総括質疑についてを追加し、(1)は通告書の受付を規定し、総括質疑通告書の受付は定例会開会2日目の午後5時までとしております。

(2)は通告書の提出についてを規定し、通告書は事務局を通じ、議長へ提出すること。通告書の提出は、本人が事務局に持参することを原則とするが、メール等による提出も可能とすること。会派単位での提出も可能とすることとしております。

(3)は質疑の順序についてを規定し、質疑の順序は、質疑当日、1議案ごとに挙手して、議長の許可を得なければならないこと。2人以上が発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させることとしております。

(4)は質疑の方法についてを規定し、質疑は自席にて行うこととしております。

(5)は質疑の回数についてを規定し、質疑は同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでないとしております。

また、補正予算議案については、歳入と歳出で分けて行い、それぞれの質疑について2回までとするとしております。

次ページをお願いいたします。

(6)はスキームについてを規定し、以下の表のとおりとしております。

(7)は、無通告者の発言について規定し、無通告者は、委員会における質疑を活発にするため、発言(関連質疑も含む。)は行わないとしております。

(8)はその他についてを規定し、①は通告書の書式を別紙1のとおりとし、お戻りいただいて、②は総括質疑における姿勢等についてを示しております。

また、6、総括質疑についてを追加したことにより、7、討論について以降の項番が繰り下がっております。

説明は以上のとおりであります。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、本件については事前に内容を確認いただいて、意見がある場合は締切りまでに意見を提出いただくようお願いをしたところ、高浜市民の会さんから意見の提出がありましたけれども、意見内容が今回の議題とは異なっておりましたので、委員長判断により資料としては取り上げておりません。

また、それ以外の会派から意見の提出はありませんでしたので、総括質疑の通告制の正式導入に伴う議会運営に関する申合せ事項の一部改正について、資料のとおりとすることに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

意(13) 私は意見のほう出させていただいて、反対、修正してほしいということで意見を出しましたので、私は異議ありとさせていただきます。これについては反対いたします。

委員長 議題と関係ない御意見ですので、今も議題と関係ない御意見ですね。

それでは、御異議もないということでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、資料1のとおりとすることに決定いたしました。

なお、正式な決定は議会運営委員会で諮ってからとなりますので、よろしくお願いをいたします。

(2) 予算・決算特別委員会の運営について

委員長 予算・決算特別委員会の運営についての委員長案を開催通知にあわせてお示しをしておりますので確認をしていただいていると思いますけれども、資料について説明をいたします。

資料3を御覧ください。

基本的にはこれまでの流れと同じでありますけれども、一般会計の当初予算または決算の審査に当たっては、まずは一般会計全体に関する質疑を行い、その後、歳入の款ごとに質疑を行った後、歳出の款ごとに質疑を行います。

最初に全体に関する質疑を行い疑義を解明することで、委員会の中である程度の共通理解を持てるのではないかと考え、このような案を示させていただきました。

この件について御意見がある場合は、締切りまでに意見を提出するようお願いをしたところ、各会派からの意見の提出はありませんでしたので、予算・決算特別委員会の運営については、資料3のとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、予算・決算特別委員会の運営については、資料3のとおりとすることに決定いたしました。

次に、付議事項には載せておりませんが、私のほうから3点ほどお願いをいたします。

まず1点目、議員報酬についてですが、前回の議会改革特別委員会において、議長から市長へ一度話をしてもらおうことになっておりましたので、その報告を議長からお願いをしたいと思います。

議長 前回、委員長から申出をいただきましたので、先日、市長のところに行ってまいりました。

前回の議会改革特別委員会での全員の意思を受け、市長と面談をしてきました。そのことについて御報告をさせていただきます。

まずお願いしたのは、報酬審が来年度の予算編成に間に合うようなスケジュ

ールで開催をしてくださいということです。それに間に合わないというスケジュールですと、せっかくの答申もまた次年度、次年度と遅れてしまいますので、そういったお願いをしてきました。それに関しては、間に合うようなスケジュールリングで報酬審を開催していただくということです。

2つ目としましては、答申を受けてもそれを市長が予算化をする意思があるかということを確認してまいりました。それに関しても、市長のほうは答申を受けて予算化をしていきたいという意思をいただきました。

そして、最後ですが、これは私の私見になりますが、報酬に関しては、全会一致が望ましいと思います。ぜひとも、皆様のそういった意思を受けて、答申として、また報酬審からの意思が返ってきますので、そういったときには、皆様のぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

今、議長のほうから報告あったとおりであります。

ちょっと私のほうから確認したいんですけど、報酬審に関しては今回、開かれるのは定例会という意味合いでよかったですかね。

議長 その点がちょっと抜けてました。

報酬審は2年に1度、特別職と議員について行われます。

それは今年度に関しては、定例の2年に1度の報酬審ですので、その時期を調整してほしいということで、特別に今年やってほしいという意思ではなく、定例の報酬審が開かれるということです。

委員長 ありがとうございます。ということであります。

今年度、報酬審議会が開催されるということでございますので、その答申を待ちたいということ。私のほうでは、それを待つてからの議題でいいのかなという気がいたしますけれども、報酬審から出てきたものを議会改革で取り上げるのがいいのか、各派会議でやるのがいいのか、全員協議会でやるのがいいのかというのは、また議長のほうで考えていただいてってということがふさわしいのかなというふうに思いますけれども。ここで取り上げるっていうふうに決めちゃいますと、ここでやらなきゃいけないですけども。報酬審からの答申というのを議会改革特別委員会でやりなさいってのはちょっと違和感があるのかな

って気がするんですけども。どっちみち答申が出てからの話になりますので、そのときに議長がどこで皆さんの意見をいただくとか意思を確認するとかっていうところは決めていただければいいのかなと思いますけども、それでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのような形をとらせていただきます。

次に、2点目であります。

政務活動費についてであります。前回の議会改革特別委員会において、タブレットの更新に伴う入札により、11月からの月額の利用料が現行より高くなるため、タブレットの議員負担分を月額利用料のおおよそ半分額ということで、現行の2,000円から1,000円増額し、3,000円とすることを決定いたしました。政務活動費の金額の見直しを検討するに当たり、政務活動費の金額の見直しの要否、また、見直すのであればいつから見直すのか、金額を幾らにするのかなど検討が必要になってくると思います。

政務活動費の見直しについて、現時点での各会派の御意見を次回までに伺いますので、よろしくお願いをしたいと思います。回答様式については、後日、事務局と検討して配布をしてまいりますので、御提出をいただきますようお願いいたします。

ここについて何か御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

意 見 な し

委員長 それでは、3点目になります。

次回の議会改革特別委員会の日程についてであります。

9月定例会の会期中になってしまいますけれども、9月8日、金曜日、本会議がありますが、この本会議終了後に開催したいと思いますが、皆様方のスケジュールのほうはどうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、御異議もないようですので、次回、議会改革特別委員会は9月8日、金曜日の本会議終了後に開催をいたしますので、予定をお願いをいたします。

それでは、ここで副議長の荒川議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副議長 広報・広聴委員会で検討しております議会報告会の進捗について報告のほうをいたします。

6月議会終了後、議会報告会について広報・広聴委員会で検討を進めております。

今年度につきましては、開催していく方向で委員さんと検討しております。その中で、まず日時につきましていろいろ御意見いただきましたが、今回新しく期が変わったということもありまして、早々にとなるとなかなか本会議を重ねた回数も少ないということで、望ましいのは11月から2月あたりで開催するということがまとまっております。

それでは、どのように実施していくかということなんですが、従来の議会報告会は一堂に会して市民の方に御報告という形であったんですが、今まで検討してきた中で御意見もあったかと思いますが、各地区で、まち協単位なのか、学区なのか、それぞれ各地区に議員が赴きまして、そこで議会報告会を実施していくといった形で意見がまとまっております。

内容につきまして、今後、どういった内容で報告会を行っていくかというのは今検討中でございますので、また逐次報告をいたしますとともに、しかるべきところで皆様の全体の御意見を伺っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の案件もこれで終了なんですけれども、一応、先ほど言いました政務活動費の見直しについて皆さん方に次回までに御意見をというところ

で今考えておるのは、例えば近隣市の政務活動費の金額とか、それからタブレットの負担がある、ない。あるなら幾らとか、そういったものをお出しできるのかなというふうに思いますので、事務局のほうで一覧表をつくっていただいて、皆さん方に回答様式とともにお出しするように考えております。

事前に調べてみたりすると様々ですね、それぞれ。あんまり細かいところまでお出しできないところもありますので。結局、各市の契約の話になってしまうんで、ほとんどがリースでやってみえますから細かいところまでは難しいですけども、そういう情報だけはお出しできるかなというふうに思ってますので、それを一緒に出させていただきます。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 13 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長